

日常生活用具種目一覧

種目	対象者	要件、内容	基準額 (円)	耐用年数 (年)	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児、下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する身体障害者 重度又は最重度の知的障害児・者 寝たきりの状態にある難病患者等 (原則として3歳以上)	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する身体障害児・者 自力で排尿できない難病患者等 (原則として学齢児以上)	尿が自動的に吸引されるもので、当該身体障害児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に介助を要する身体障害児・者 (原則として3歳以上)	当該身体障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児・者であって、下着交換等に当たって、介助を要するもの 寝たきりの状態にある難病患者等 (原則として学齢児以上)	当該身体障害児・者、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	15,000	5
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児・者 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等 (原則として3歳以上)	介護者が当該身体障害児・者又は難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児 (原則として3歳以上)	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100	5
	訓練用ベット	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児・者 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8

自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害児・者であつて、入浴に介助を要するもの 入浴に介助を要する難病患者等 (原則として3歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、当該身体障害児・者、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8
	便器 (手すり取り付け可)	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児・者 常時介護を要する難病患者等 (原則として学齢児以上)	当該身体障害児・者、難病患者等が容易に使用し得るもので、必要であれば手すりをつけることができるものとする。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器 4,450	8
				手すり 5,400	
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢機能に障害を有する身体障害児・者 (原則として3歳以上)	木製：主体は十分な強度を有する木材とし、外装はニス塗装とする。 軽金属製：主体は軽金属で、外装は塗装なしとする。	木製:2,266	3
				軽金属製： 3,090	
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害児・者であつて、家庭内の移動等において介助を要するもの (原則として3歳以上)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ① 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの ② 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする (ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く)	60,000	8
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、頻繁に転倒する身体障害児・者 重度若しくは最重度の知的障害児・者又は精神障害児・者で、てんかん発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A：スポンジ、革を主材料に製作 B：スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	A 12,768	3
B 30,870					
特殊便器	上肢機能障害2級以上で、自ら排便後の処理が困難な身体障害児・者 重度又は最重度の知的障害児・者で、訓練を行つても自ら排便後の処理が困難なもの 上肢機能に障害のある難病患者等 (原則として学齢児以上)	足踏みペダル等により温水温風を出し得るもの(ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く)	151,200	8	
トイレチェアー	上肢・下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害児・者のうち、頸髄損傷等により通常の便座上で座位を保てない者	いす状の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	81,000	8	

自立生活支援用具	火災警報器	障害等級２級以上の身体障害児・者又は重度若しくは最重度の知的障害児・者で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（当該障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8
	自動消火器	障害等級２級以上の身体障害児・者、重度若しくは最重度の知的障害児・者又は難病患者等で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（当該障害者及び難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8
	電磁調理器	視覚障害２級以上の身体障害者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。） 重度又は最重度の知的障害者	当該障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6
	視覚障害者用誘導装置	視覚に障害を有する身体障害児・者であって、音声による誘導を必要とするもの	音声による目的物（位置）等の確認が可能となるもの	56,000	10
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障害児・者 （原則として学齢児以上）	当該身体障害児・者が容易に使用し得るもの	7,000	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級の身体障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯に限る）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10
	車いす用段差昇降機	常時車いすを使用する身体障害児・者	地面と屋内床面の高低差が１m程度の場合であって、車いすに乗ったままの状態、昇降が可能なもの	260,000	原則１回
	携帯用信号装置	聴覚に障害を有する障害児・者のうち、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができないもの	送信機と受信機を１組とし、送信機による合図（呼出し）が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの	18,000	10

在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上の身体障害児・者のうち、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの（原則として3歳以上、事実を医療機関より確認）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者児・者のうち、必要と認められるもの 呼吸器機能に障害のある難病患者等 （原則として学齢児以上、事実を医療機関より確認）	当該身体障害児・者又は難病患者等が容易に使用し得るもの	36,000	5
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者のうち、必要と認められるもの 呼吸器機能に障害のある難病患者等 （原則として学齢児以上、事実を医療機関より確認）	当該身体障害児・者又は難病患者等が容易に使用し得るもの	56,400	5
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（事実を医療機関より確認）	当該身体障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	当該難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500	5
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の身体障害児・者 （原則として学齢児以上、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	当該身体障害児・者が容易に使用し得るもの	9,000	5
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の身体障害者 （視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	当該身体障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5
	視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚障害2級以上の身体障害者 （視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	当該身体障害者が容易に使用し得るもの	10,000	5
	正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）又は外部バッテリー（充電器及びインバーターを含む。）のいずれか1種目	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー等の生命の維持に使用している身体障害者又は難病患者等	介護者が容易に使用し得るもの	100,000	10

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能又は上肢・下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害児・者であって、発声・発語に著しい障害を有する者 (原則として学齢児以上)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、当該身体障害児・者が容易に使用し得るもの	98,800	5
	情報・通信支援用具	上肢又は視覚障害２級以上の身体障害者	情報機器（パーソナルコンピューター）を使用する際に必要な周辺機器や、ソフトで情報のバリアフリー化を推進できるもの	100,000	6
			上肢機能障害 ① 障害に合わせる事ができる大型キーボード ② マウスが使えない者のための操作棒		
			視覚障害 ① 入力文字を音声化するソフト ② 強度の弱視者用に文字等を拡大するソフト ③ 画面の文字を音声化するソフト		
	点字ディスプレイ	視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級の重度重複障害を有する身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューター画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6
	点字器	視覚障害２級以上の身体障害児・者	点字を打つためのもので、点字板及び定規からなり、点筆も付属品として含むもの 標準型A：32マス18行、両面書、真鍮板製 標準型B：32マス18行、両面書、プラスチック製 携帯用A：32マス4行、片面書、アルミニウム製 携帯用B：32マス12行、片面書、プラスチック製	標準型A 10,712 標準型B 6,798 携帯用A 7,416 携帯用B 1,699	標準型 7 携帯用 5
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の身体障害児・者のうち、就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	当該身体障害児・者が容易に使用し得るもの	63,100	5
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の身体障害児・者 (原則として学齢児以上)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつD A I S Y方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって当該身体障害児・者が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の身体障害者児・者 (原則として学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、当該身体障害児・者が容易に使用し得るもの	99,800	6	

情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する身体障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 (原則として学齢児以上)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000	8
	文字放送ラジオ	聴覚に障害を有する身体障害児・者であって、文字による情報を必要とする者	F M文字多重放送の受信が可能なもの	23,000	6
	地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上の身体障害児・者であって、本装置により地上デジタル放送のテレビ音声の聞き取りが可能となる者	地上デジタル放送のテレビ音声の受信が可能なもの	29,000	6
	盲人用時計	視覚障害2級以上の身体障害者 (音声時計は、原則として手指の触覚に障害がある等のため、触読式時計の使用が困難な者)	当該身体障害者が容易に使用し得るもの	触読時計 10,300 音声時計 13,300	10
	聴覚障害者用通信装置	聴覚又は音声・言語機能に障害を有する身体障害児・者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの (原則として学齢児以上)	一般電話に接続ができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、当該身体障害児・者が容易に使用し得るもの	71,000	5
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚に障害を有する身体障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの (原則として学齢児以上)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児・者向け緊急信号を受信するもので、当該身体障害児・者が容易に使用できるもの	88,900	6

情報・意思疎通支援用具

人工喉頭	音声機能に障害を有する身体障害児・者であって喉頭摘出者	笛式：吸気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式：顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 5,150 電動式 72,203	笛式 4 電動式 5
福祉電話（貸与）	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められるもの及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	容易に使用し得るもの	83,300	—
ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の身体障害者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められるもの（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	容易に使用し得るもの	7,700	—
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚に障害を有する身体障害児・者（原則として学齢児以上）	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で、点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000	—
点字図書	寄居町点字図書給付事業実施要綱の定めるところによる。			
暗所視支援眼鏡	視覚障害児・者又は視覚に障害を有する難病患者等であって、意見書により必要と認められる者（原則として学齢児以上）	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの※試用による効果の確認を必要とする	395,000	8

排泄管理 支援用具	ストマ用装具	ぼうこう又は直腸機能に障害を有する身体障害児・者のうち、尿路変更や腸管の切除によってぼうこうや肛門からの排尿・排便が困難となり、腹部に排泄口（ストマ）を造設して排泄を行っているもの（高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害の者は除く）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋（蓄尿袋は、尿処理用のキャップ付き）とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。付属品として洗腸用具、皮膚保護剤及び袋を体に密着させるもの等のケア用品を含む。	蓄尿袋 11,639 蓄便袋 8,858	—
	紙おむつ等	ぼうこう又は直腸機能に障害を有する身体障害児・者のうち、ストマの著しい変形等によりストマ用装具の使用が困難な者、高度の排尿機能障害若しくは高度の排便機能障害のある者又は上肢・下肢・体幹機能障害を有する身体障害児・者のうち、脳性麻痺等の脳原性運動機能障害により排尿・排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの（原則として3歳以上）	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具等衛生用品	12,000 (月額)	洗腸装具 6か月程度
	収尿器	上肢・下肢又は体幹機能に生涯を有する身体障害児・者のうち、脊髄損傷等により、排尿コントロールが困難で常時失禁状態にあるもの	男性用：採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付帯し、ラテックス製又はゴム製のものとする。 女性用：耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の採尿袋導尿管付きのもの。採尿袋20枚を1組とする。	男性用普通型 7,931 男性用簡易型 5,871 女性用普通型 8,755 女性用簡易型 6,077	1
住宅 改修費	居室生活動作補助用具	下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障害児・者であって障害等級3級以上の者 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等 (ただし、特殊便器への取替えについては、上肢機能障害2級以上の者又は上肢機能に障害のある難病患者等)	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの（ただし、新築及び増築は対象外） 範囲：手すりの取り付け、床段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他上記住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000	原則1回

- (注) 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含むものとする。
3 人工ぼうこうと人工肛門双方のストマを造設している場合は、表中ストマ用装具の蓄尿袋、蓄便袋の基準額を合計した額の範囲までを給付できるものとする。また、双口式の人工ぼうこう、人工肛門を造設している場合は、表中ストマ用装具の蓄尿袋、蓄便袋それぞれの基準額に2を乗じた額の範囲までを給付できるものとする。